

# 令和5(2023)年度第2回みよし市地域公共交通会議 次第

日時：令和5(2023)年8月28日(月)

午後3時から

場所：みよし市役所3階 研修室3・4・5

## 1 会長あいさつ

## 2 協議事項

- (1) ～バス利用困難者の外出を促進する～「おでかけタクシー」実証実験の概要(案)について

【資料1】

- (2) みよし市地域公共交通計画の一部変更(案)について

【資料2】

## 3 報告事項

- (1) 公共交通利用促進事業について(実施予定報告)

【資料3】

- (2) その他情報提供

**1 事業名**

～バス利用困難者の外出を促進する～「おでかけタクシー」実証実験事業

**2 目的**

みよし市地域公共交通計画の基本方針である「人とまちをつなぐ 快適交流都市 みよし」の実現のため、  
 現行の計画事業に加え、バスの利用が困難で外出を控えている市民※の新たな外出促進策について、既存交通  
 事業者と連携した上で、効果的な施策を検討する。

※バスの利用が困難で外出を控えている市民…バス停までの移動が困難な人、または障がい等の事由により、バス  
 に乗車することが困難な人 等

**3 実験内容**

外出促進を図るため、一般タクシーを活用した定額運賃で目的地までの移動を可能とする移動サービスの有  
 効性及び既存交通機関への影響を検証する実証実験を行う。

**4 実施期間**

令和5(2023)年12月1日から令和6(2024)年2月29日までの平日の午前10時から午後5時まで(3か月間)  
 ※祝日、年末年始(12月29日から1月3日)は除く。

**5 対象者**

みよし市内に居住しており、バスの利用が困難で外出を控えている市民

(詳細)

- ・65歳以上の高齢者 ・障がい者 ・要介護認定者、要支援認定者 ・妊産婦 のうち、  
 バス停までの移動が困難な人、または障がい等の事由により、バスに乗車することが困難な人で、かつタ  
 クシーに1人で乗車できる人(ただし、運転手の簡単な介助で乗車可能な場合、または付添人が同乗する  
 場合を含む。)

※原則付添人1人は同乗可能

※妊産婦…妊娠中又は出産後一年以内の人

**★注意点**

- ・1人で乗車できない人(運転手の簡単な介助で乗車可能な場合、または付添人が同乗する場合は含まない。)  
 は、福祉有償運送による支援制度等を案内する。
- ・市が配布したタクシー利用助成券との併用利用は不可とする。  
 (参考：対象者 障がい者手帳(身体1・2級、療育A判定、精神1級)を交付されている市民、  
 要介護1～5に認定され、在宅介護されている市内在住の市民)

**6 対象区域**

市内全域(市内移動に限る。)

**7 移動可能な目的地(乗車・降車)**

指定なし

**8 利用運賃**

300円 ※通常かかる運賃との差額分は市が負担

【参考】5km移動した場合

(初乗運賃1,124mで630円、加算運賃253mごとに100円、迎車料金200円、事務手数料200円の場合)  
 初乗630円+加算1,600円+迎車200円+事務手数料200円-利用運賃300円=2,330円 **を市が負担**

**9 利用方法**

- (1) 利用希望日の前日又は当日に対象のタクシー事業者へ直接電話予約し、乗車  
 ※乗車時に対象者であることを証明できるもの(マイナンバーカード、障がい者手帳、母子手帳等)を提示
- (2) 車内でアンケートに回答  
 ※実証実験のため、アンケート回答を利用の条件とする。
- (3) 目的地到着時に利用運賃を支払い、降車

**10 効果検証(アンケートによる※別紙)**

- (1) 利用実態調査…利用特性、導入効果(外出頻度、外出回数、外出範囲)、他公共交通機関への影響等を検証
- (2) 利用意向調査…サービス満足度、必要性、改善事項等を検証

**11 周知方法**

- (1) 市ホームページ
- (2) 広報みよし
- (3) 行政区回覧
- (4) 報道提供(新聞社、テレビ局)

**12 タクシー事業者選定方法**

- (1) みよし市内での運行が可能な西三河北部交通圏のタクシー事業者に対し、対象者募集  
 ※愛知県タクシー協会に協力依頼
- (2) 応募のあった事業者と契約締結

**13 実施スケジュール**

項目	令和5(2023)年度								
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域公共交通会議	○ (協議)					○ (経過報告)			
バス事業者調整			→						
タクシー事業者調整 (愛知県タクシー協会含む)			→						
対象事業者募集			→ 契約締結						
委託事業者契約				→					→
周知							→		
実証実験実施					→	→	→		
効果検証(OD、アンケート集計)					→	→	→	→	→

## おでかけタクシー実証実験 利用者アンケート(案)

※該当する項目に○を付けてください。(一部記入式)

<b>Q1 お住いの地域を教えてください。</b>
① なかよし地域 (新屋、三好上、三好下、西一色、福田、東山、好住、中島、平池、上ヶ池) ② きたよし地域 (筋生、福谷、高嶺、あみだ堂) ③ みなよし地域 (明知上、明知下、打越、山伏) ④ おかよし地域 (黒笹、ひばりヶ丘、三好丘、三好丘緑、三好丘旭、三好丘桜、三好丘あおば)
<b>Q2 バスの利用が困難な理由を教えてください。</b>
① バス停までの移動が困難    ② バスに乗るのが困難    ③ その他( )
<b>Q3 おでかけタクシーを利用する前は、どのように移動していましたか。(複数回答可能)</b>
① 徒歩    ② 自転車    ③ さんさんバス    ④ 名鉄バス    ⑤ 三好ヶ丘ループバス ⑥ 一般タクシー    ⑦ 家族、知人の送迎    ⑧ その他( )
<b>Q4 おでかけタクシーの利用は何回目ですか。</b>
① 初めて    ② 2～5回目    ③ 5～9回目    ④ 10回目以上
<b>Q5 希望する時間帯で乗車できましたか。</b>
① 乗車できた    ② 予約できず、他の時間帯に変更し乗車した ③ 予約できず、別日に変更し乗車した
<b>Q6 今回の利用目的を教えてください。</b>
① 買い物・飲食    ② 通院・お見舞い    ③ 趣味・娯楽    ④ 訪問(知人宅など) ⑤ 通勤    ⑥ その他( )
<b>Q7 おでかけタクシーの利用によって、外出する機会は増えましたか。</b>
① かなり増えた    ② やや増えた    ③ 変わらない    ④ まだ分からない
<b>Q8 おでかけタクシーの利用によって、外出する範囲は広がりましたか。</b>
① かなり広がった    ② やや広がった    ③ 変わらない    ④ まだ分からない
<b>Q9 おでかけタクシーは生活に必要なサービスになりますか。</b>
① 必要である    ② あれば使う程度である    ③ そこまで必要ではない    ④ 必要ない
<b>Q10 おでかけタクシーを利用して課題に感じたことがあれば教えてください。(複数回答可能)</b>
① 特にない    ② 予約がとりにくい    ③ 利用可能な時間帯(10時～17時)が短い ④ 利用運賃が高い    ⑤ 土日が利用できない    ⑥ 予約時間通りにタクシーが来ない ⑦ 予約方法が電話しかない    ⑧ その他( )

★アンケートは以上になります。御協力いただきありがとうございました。

なお、自由記入欄は裏面にございます。どんなことでも構いませんので、思ったことを御記入ください。

実証期間中は、全ての利用者の方に回答をお願いしていますので、2回目以降の乗車時もお願います。

連絡先：みよし市都市建設部都市計画課 0561-32-8021

★自由記入欄(どんなことでも構いませんので、思ったことを御記入ください。)

事業者記入欄	事業者名						
	運行日時	月	日	発	:	着	:
	対象区分	65歳以上	障がい	要介護	要支援	事業対象者	妊産婦
	出発地						
	降車地						
	運賃		円		利用距離		km

## 1 近隣市町のデマンドタクシー事業等の事例について

	(仮)みよし市	東郷町	日進市
実施状況	令和5(2023)年度 R5.12月～R6.2月実証実験 ※令和6(2024)年度に実証実験を予定	R4.7月～ <b>本格運行</b> ※実証実験を3回実施	R4.10月～R5.2月実証実験 ※令和5(2023)年度にも実証実験を予定
実験目的 (運行目的)	バスの利用が困難で外出を控えている市民の新たな外出促進策について、移動サービスの有効性及び既存交通機関への影響を検証するために実施	バス停まで移動することが困難な人への新たな交通手段として運行	高齢化の進展が著しい地区や公共交通の利用が困難な地区で新たな交通手段を確保するにあたって、需要や課題を把握するために実施
対象者	(1) 65歳以上の人 (2) 障がい者 (3) 要介護認定者、要支援認定者 (4) 妊産婦 のうち、 <u>バスの利用が困難で外出を控えている人</u>	(1) 65歳以上の人 (2) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれか所持する人 (3) 妊娠中から出産(予定)日後6か月以内の人	(1) 対象地域内に住民登録のある75歳以上の人
運行時間	午前10時～午後5時 (平日のみ)	午前9時～午後5時 (土日・祝日含む)	午前9時～午後3時 (平日のみ)
利用料金	片道300円	片道300円	片道 (1) 300円(半径2kmエリア) (2) 400円(半径3kmエリア)
予約方法	電話予約 ※乗車時に対象者であることを証明書できるもの(マイナンバーカード、障がい者手帳等)を提示	利用登録した上で、電話予約	利用登録した上で、電話予約

## 2 福祉有償運送について

### (1) 福祉有償運送とは

単独で公共交通機関(電車、バス、タクシー等)を利用して移動することが困難な高齢者や障がい者のために、通院、通所などを目的として、NPO法人などの非営利法人が行うドア・ツー・ドアの有償移送サービスのことを言い、本市では、みよし市福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送の必要性や実施に伴う安全の確保、利用者の利便性の確保等について協議を行っている。

### (2) みよしの状況

#### ア 対象者

運送主体である法人等に、あらかじめ登録した会員及びその付添人のうち、以下の単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者

- ・ 要支援または要介護認定を受けている者
- ・ 身体障がい者手帳の交付を受けている者
- ・ その他、単独では公共交通機関を利用することが困難な者(人工透析患者、精神障がい者等)

#### イ 登録団体、会員数(令和5(2023)年4月1日現在)

- ・ 登録 3団体(NPO法人) / 会員数 3人

## みよし市地域公共交通計画の一部変更(案)について

### 1 背景及び目的

- (1) 令和2(2020)年3月にコミュニティバスをはじめ、鉄道、路線バス及びタクシーが連携した公共交通サービスの提供や、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、みよし市地域公共交通計画を策定した。
- (2) 計画期間は令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年としている。
- (3) そうした中、地域公共交通活性化再生法の改正(R2.11月)に伴い、**現在の計画では**バス年度の令和7(2025)年度(R6.10月～R7.9月)以降、さんさんバスの運行に関する補助「地域公共交通確保維持事業」の補助要件を満たしておらず、**補助金の交付が受けられない状況となる。**
- (4) **補助金交付額は高額であり、さんさんバスの運行を維持するために必要不可欠であることから、改正に対応した計画とするため、別紙案のとおり計画を一部変更する。**  
(参考：R2実績：21,238千円、R3実績：20,833千円、R4実績：22,507千円)  
※バス年度の令和7(2025)年度の補助申請は、令和6(2024)年6月が期限となる見込みで、それまでに計画変更が必要となる。
- (5) なお、令和6(2024)年度に計画改訂事務を行い、補助要件を満たした次期計画を策定する予定としている。

項目	令和5(2023)年				令和6(2024)年				令和7(2025)年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
バス年度 (10月～翌年9月)	令和5(2023)年度 (R4.10月～R5.9月)				令和6(2024)年度 (R5.10月～R6.9月)				令和7(2025)年度 (R6.10月～R7.9月)	
会計年度 (4月～翌年3月)	令和4(2022)年度 (R4.4月～R5.3月)	令和5(2023)年度 (R5.4月～R6.3月)			令和6(2024)年度 (R6.4月～R7.3月)			令和7(2025)年度 (R7.4月～R8.3月)		
公共交通計画 計画期間	みよし市地域公共交通計画(現行計画) 計画期間 (R2.4月～R7.3月)							次期計画期間 (R7.4月～R12.3月)		
変更・改訂事務	(本日)			補助要件を満たした 計画に <b>一部変更</b>		次期交通計画策定事務 (R6.4月～R7.3月)		改訂		

### 2 主な変更内容

- (1) 計画変更の背景と目的を追記
- (2) 計画内に補助対象路線名を追記
- (3) 該当路線の必要性を追記

※現行の計画書に補助要件を満たすために必要な事項のみ追記・変更等行っている。

### 3 計画変更時期

本日(8/28)、会議で承認いただいた後、庁内で調整の上、令和6(2024)年3月に変更する。  
(届出先：総務省、国土交通省)

変更案

現行

【表紙】

・策定、変更時期を追記



**【目次】**  
 ・2ページで計画変更のねらいを追記するため、目次にもその旨を記載

変更案	
<b>目次</b>	
<b>はじめに みよし市地域公共交通計画策定の背景と目的</b>	
(1) 計画策定のねらい	1
(2) 計画変更のねらい	2
(3) 計画の位置付け	2
<b>第1章 みよし市の地域概況の整理</b>	
(1) 上位・関連計画の整理	3
(2) みよし市の概況整理	6
(3) 公共交通の現状整理	11
(4) 周辺自治体の交通分析及び整理	18
<b>第2章 各種利用実態及びニーズ調査の実施・分析</b>	
(1) 市民アンケート	25
(2) 65歳以上市民アンケート	28
(3) バス等利用者アンケート	31
(4) 乗降調査	34
(5) 主要集客施設調査	40
(6) 住民懇談会	43
(7) 交通事業者ヒアリング	44
<b>第3章 みよし市における地域公共交通の課題</b>	
(1) 各種調査結果からみた個別課題の抽出	45
(2) 個別課題から導かれる集約課題	47
<b>第4章 計画の区域と計画期間</b>	
(1) 計画の区域	65
(2) 計画期間	66

現行	
<b>目次</b>	
<b>はじめに みよし市地域公共交通計画策定の背景と目的</b>	
(1) 計画策定のねらい	1
(2) 計画の位置付け	2
<b>第1章 みよし市の地域概況の整理</b>	
(1) 上位・関連計画の整理	3
(2) みよし市の概況整理	6
(3) 公共交通の現状整理	11
(4) 周辺自治体の交通分析及び整理	18
<b>第2章 各種利用実態及びニーズ調査の実施・分析</b>	
(1) 市民アンケート	25
(2) 65歳以上市民アンケート	28
(3) バス等利用者アンケート	31
(4) 乗降調査	34
(5) 主要集客施設調査	40
(6) 住民懇談会	43
(7) 交通事業者ヒアリング	44
<b>第3章 みよし市における地域公共交通の課題</b>	
(1) 各種調査結果からみた個別課題の抽出	45
(2) 個別課題から導かれる集約課題	47
<b>第4章 計画の区域と計画期間</b>	
(1) 計画の区域	65
(2) 計画期間	66

【2ページ】  
 ・計画変更のねらいを追記(背景及び目的を記載)  
 ・(2)計画変更のねらいを追記したことに伴い、(2)計画の位置付けを(3)に変更

変更案

**(2)計画変更のねらい**

本市は、令和2年3月にコミュニティバスをはじめ、鉄道、路線バス及びタクシーが連携した公共交通サービスの提供や、交通体系のあり方の検討を行い、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、現在のみよし市地域公共交通計画を策定しました。

計画期間を令和2年から令和6年までの5か年とし、みよしの公共交通のめざす姿を「人とまちをつなぐ 快適交流都市 みよし」と定め、地域公共交通に関わる全ての関係者と連携・協働した取組を推進してきました。

そうした中、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、地域公共交通の維持における取組が一層重要となりました。

また、改正に合わせ、国土交通省が地域公共交通の維持のため、さんさんバスといった乗合バスの運行費等に対し、財政支援を講じる「地域公共交通確保維持事業」において、令和7年度(令和6年10月から令和7年9月)の対象事業から地域公共交通計画における補助系統等の位置付けの補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)が必要である旨の通達がなされました。

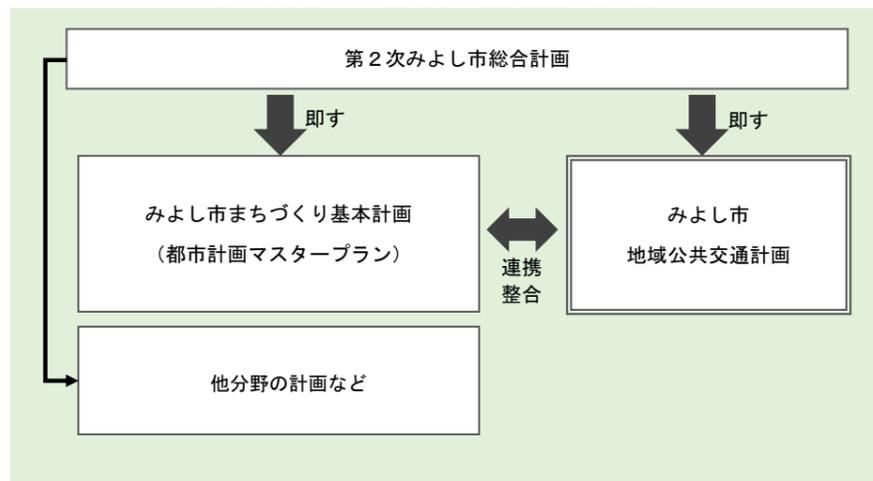
新型コロナウイルス感染症の影響により、地域公共交通の利用者数は大幅に減少し、現在移動需要は高まりつつありますが、公共交通全体で危機的な状況となっています。

みよし市地域公共交通計画は、計画期間の終了に合わせ、改訂する予定としていますが、現在の計画では、「地域公共交通確保維持事業」の補助要件を満たしておらず、改正に対応した計画とするため、令和6年3月にみよし市地域公共交通計画を変更します。

**(3)計画の位置付け**

本計画は、第2次みよし市総合計画に即して、みよし市まちづくり基本計画(都市計画マスタープラン)や、みよし市中心市街地基本構想の内容との連携や整合を図りつつ、「地域公共交通活性化再生法」の規定に基づきながら、地域の実状や市民のニーズを踏まえた持続可能な公共交通網の形成に向けた方向性を定めるものです。

図 はじめに-1 みよし市地域公共交通計画の位置付け

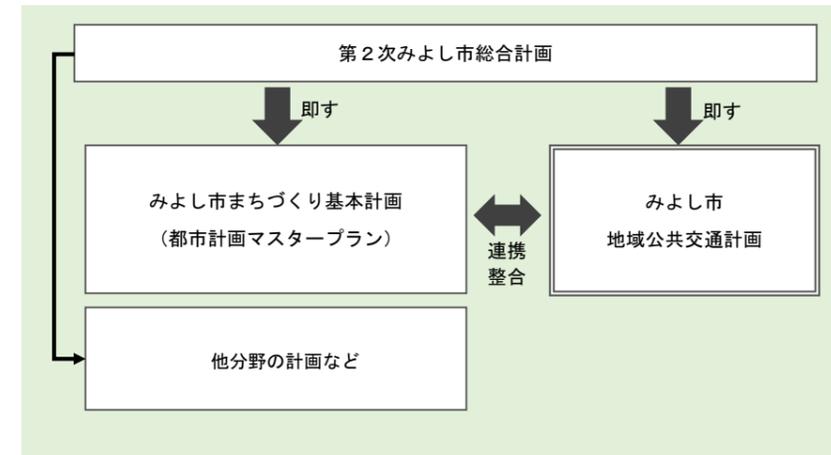


現行

**(2)計画の位置付け**

本計画は、第2次みよし市総合計画に即して、みよし市まちづくり基本計画(都市計画マスタープラン)や、みよし市中心市街地基本構想の内容との連携や整合を図りつつ、「地域公共交通活性化再生法」の規定に基づきながら、地域の実状や市民のニーズを踏まえた持続可能な公共交通網の形成に向けた方向性を定めるものです。

図 はじめに-1 みよし市地域公共交通計画の位置付け



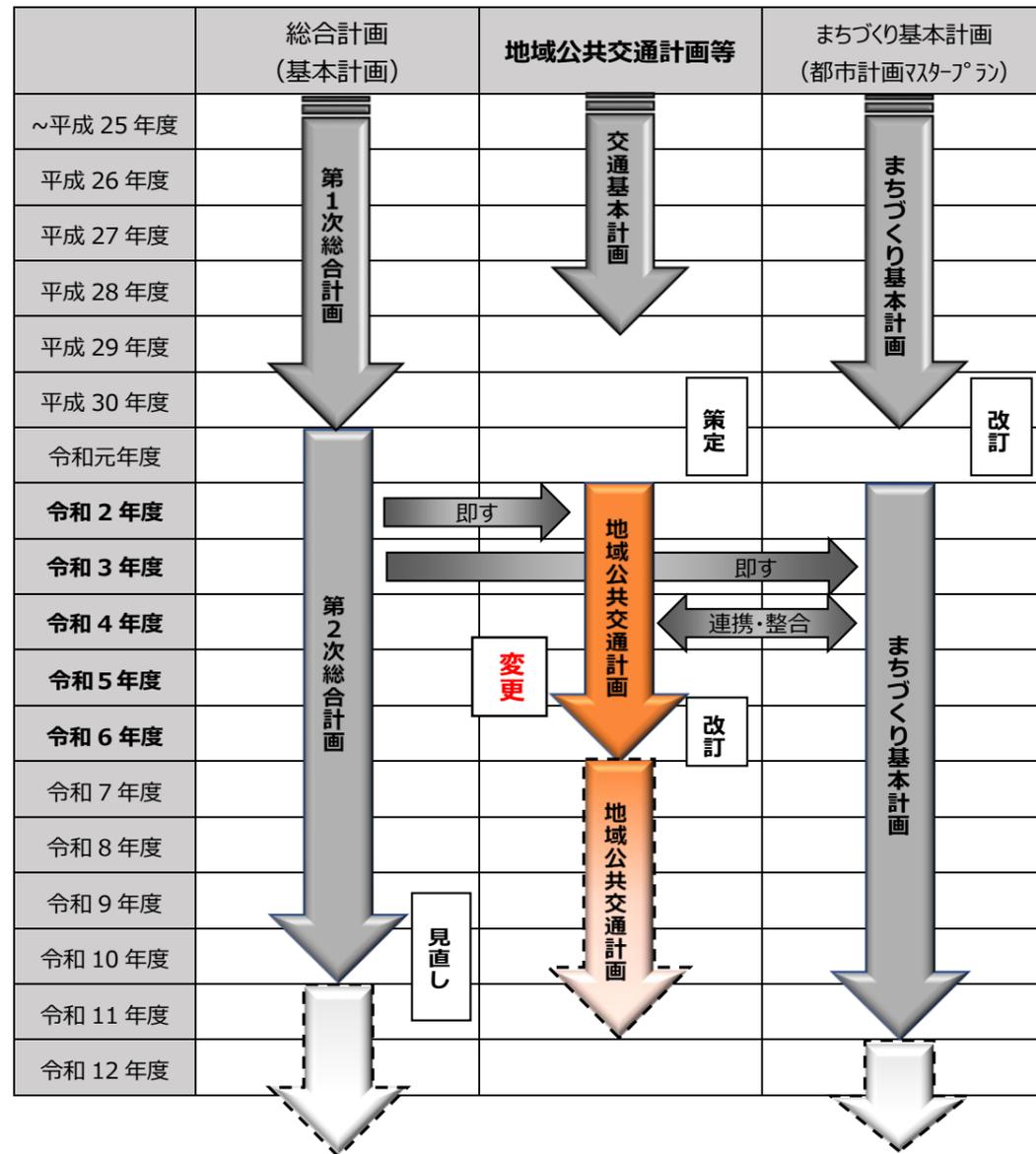
【66ページ】  
・令和5年度に計画を変更する旨を追記

(2)計画期間

本計画の計画期間は、地域公共交通活性化再生法の基本方針で示される5年程度を原則として、第2次総合計画やまちづくり基本計画で示される将来都市構造に向けた公共交通ネットワークの再編を図る視点に考慮する必要があることから、これら上位・関連計画との整合性を図り、**令和2年度から令和6年度までの5か年**とします。

なお、計画期間内であっても、公共交通の利用に係る安全性の確保や利便性の向上について、個別の見直し事項等が発生した場合には、適切な時期に見直しを実施するものとします。

表 4-1 上位・関連計画の期間



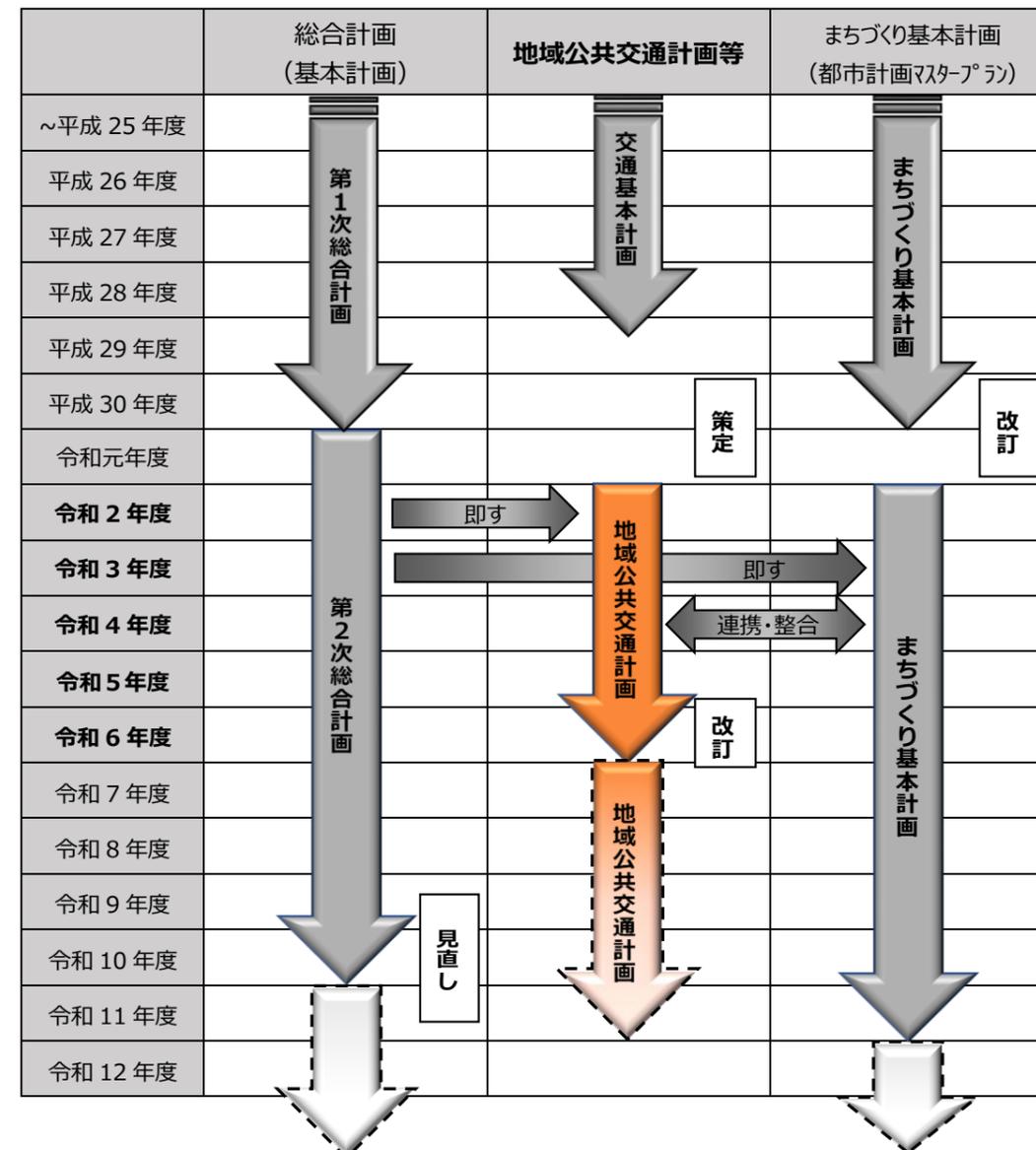
現行

(2)計画期間

本計画の計画期間は、地域公共交通活性化再生法の基本方針で示される5年程度を原則として、第2次総合計画やまちづくり基本計画で示される将来都市構造に向けた公共交通ネットワークの再編を図る視点に考慮する必要があることから、これら上位・関連計画との整合性を図り、**令和2年度から令和6年度までの5か年**とします。

なお、計画期間内であっても、公共交通の利用に係る安全性の確保や利便性の向上について、個別の見直し事項等が発生した場合には、適切な時期に見直しを実施するものとします。

表 4-1 上位・関連計画の期間



変更案

現行

【75ページ】

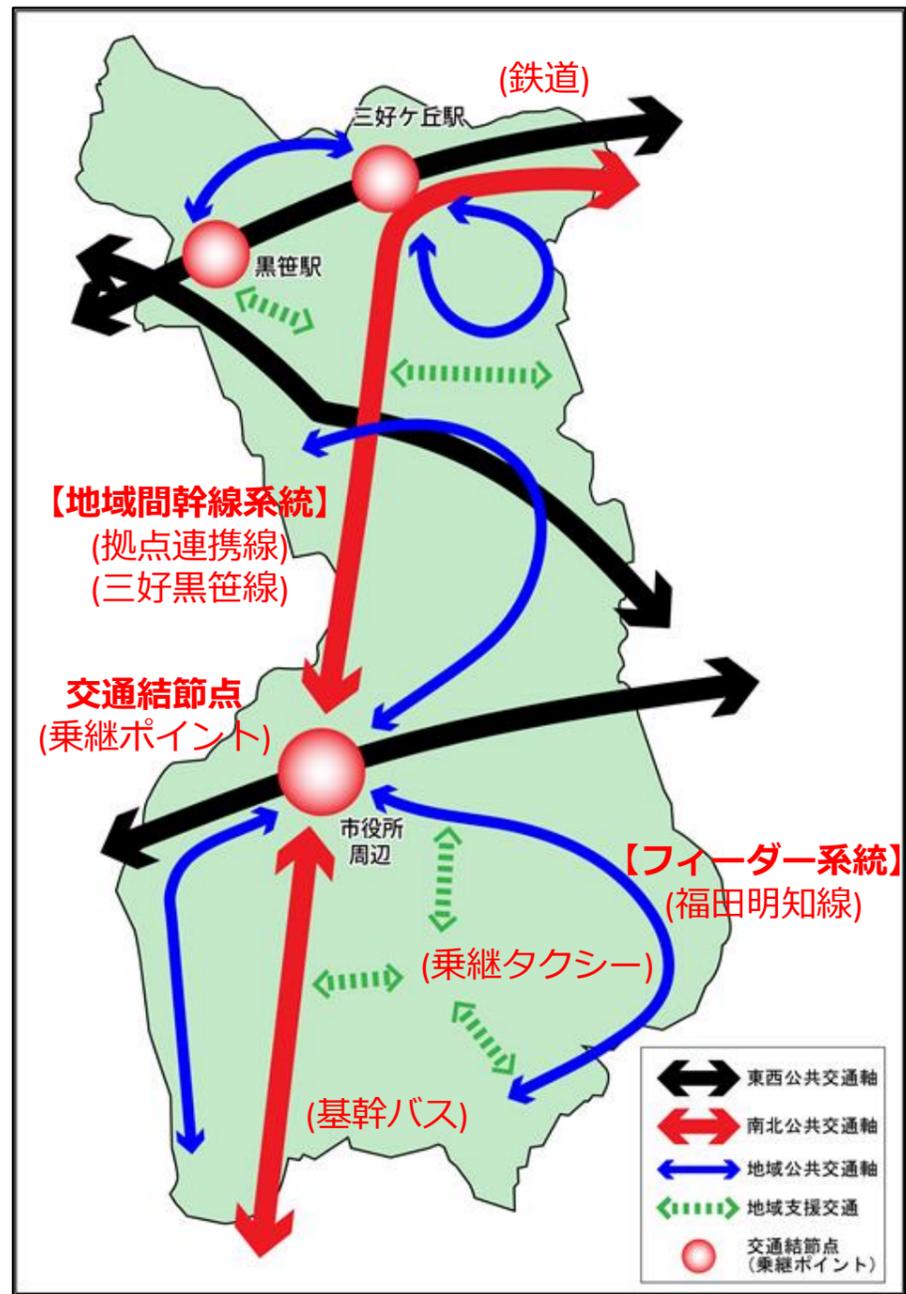
・現行の公共交通ネットワークイメージの詳細を追記

## 第7章 目標を達成するために実施する施策・事業とその実施主体

### (1)公共交通の機能分類とサービス確保の考え方

計画の目標を達成するため、みよし市の公共交通に関わる全ての関係者が連携・協働して展開していく施策を整理するうえで、みよし市の公共交通ネットワークを構成している鉄道や各種バス交通及びタクシーの機能と、そのサービス確保の考え方について、以下に整理します。

図 7-1 基本目標を展開した公共交通ネットワークイメージ

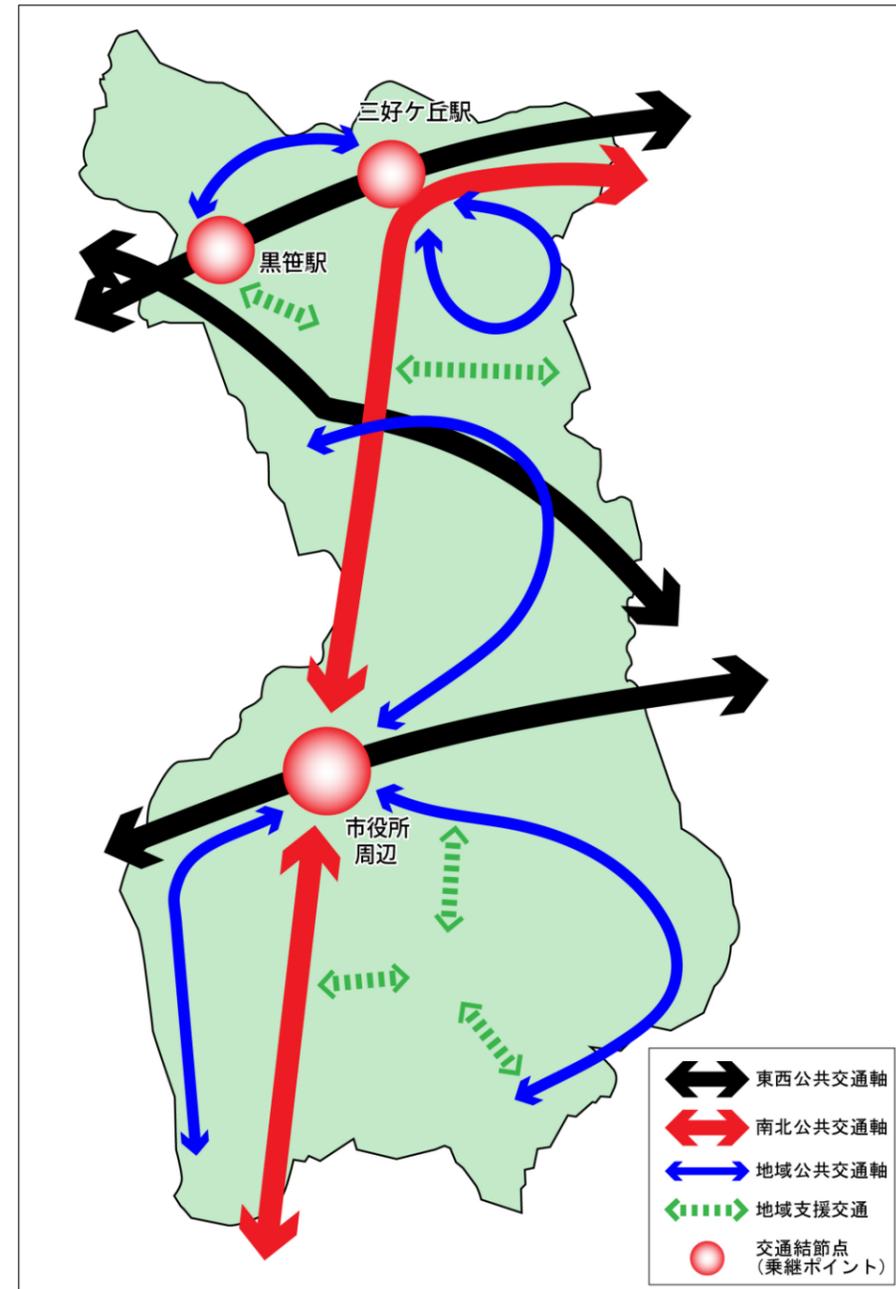


## 第7章 目標を達成するために実施する施策・事業とその実施主体

### (1)公共交通の機能分類とサービス確保の考え方

計画の目標を達成するため、みよし市の公共交通に関わる全ての関係者が連携・協働して展開していく施策を整理するうえで、みよし市の公共交通ネットワークを構成している鉄道や各種バス交通及びタクシーの機能と、そのサービス確保の考え方について、以下に整理します。

図 7-1 基本目標を展開した公共交通ネットワークイメージ



変更案

現行

【新設ページ】  
※75ページの参考資料として扱い、ページ番号は付さない

・計画変更時点(R6.3月)の公共交通ネットワークを掲載  
・さんさんバス、名鉄バスの路線が地域間幹線系統及び地位内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象である旨を明記

(参考：令和6年3月時点の公共交通ネットワーク)



(ページなし)

※1については、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の対象  
 ※2については、地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象

【76ページ】  
 ・該当路線名を追記  
 ・サービス確保の考え方として、地域公共交通確保維持改善事業を活用した持続可能な運行を行う旨を追記

変更案

現行

表 7-1 公共交通の機能分類とサービス確保の考え方

種類	路線機能	サービス確保の考え方	運営	料金体系	該当する路線
東西公共交通軸	名古屋市及び豊田市などの東西方向を結ぶ都市間移動ニーズに対応する鉄道とバス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	距離制運賃	名鉄豊田線 高速バス (名鉄バス・JR東海バス) 名鉄バス星ヶ丘豊田線 名鉄バスイオン赤池線
南北公共交通軸	南北方向を結ぶ、広域的な移動ニーズに対応する各種バス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・愛教大線は交通事業者が、さんさんバスのみよし市が主体的に運行し、 <b>地域公共交通確保維持改善事業を活用し持続可能な運行を行う</b>	交通事業者 みよし市	距離制運賃 均一運賃	名鉄バス愛教大線 さんさんバス <b>拠点連携線</b> さんさんバス <b>三好黒笹線</b>
地域公共交通軸	市内の地域を連携し、市内の移動利便性を向上させ、本市の移動の核となるバス路線 交通結節点では、他の公共交通との接続に配慮するとともに、必要に応じ他市町と連携する路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準の向上 ・上記公共交通や、市内バス同士の乗継を考慮したダイヤ設定 ・みよし市が主体的に運行し、 <b>地域公共交通確保維持改善事業を活用し持続可能な運行を行う</b>	みよし市	均一運賃	さんさんバス <b>福田明知線</b>
	人口密度の高い市街地と駅前拠点を結び、上記公共交通軸の補完的な機能を担うバス路線	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行（市と連携）	交通事業者	均一運賃	三好ヶ丘ループバス
地域支援交通	地域の移動ニーズに対応し、地域公共交通軸と乗り換えることに重点を置いた交通システム	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・みよし市が主体的に運行	みよし市	均一運賃 (さんさんバスと連携)	<b>乗継タクシー</b>
個別輸送	個別の移動ニーズに対応し、上記公共交通だけではカバーできない移動ニーズに対応	・移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	対距離時間制運賃	一般タクシー

表 7-1 公共交通の機能分類とサービス確保の考え方

種類	路線機能	サービス確保の考え方	運営	料金体系	該当する路線
東西公共交通軸	名古屋市及び豊田市などの東西方向を結ぶ都市間移動ニーズに対応する鉄道とバス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	距離制運賃	名鉄豊田線 高速バス (名鉄バス・JR東海バス) 名鉄バス星ヶ丘豊田線 名鉄バスイオン赤池線
南北公共交通軸	南北方向を結ぶ、広域的な移動ニーズに対応する各種バス路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準を確保 ・愛教大線は交通事業者が、さんさんバスのみよし市が主体的に運行	交通事業者 みよし市	距離制運賃 均一運賃	名鉄バス愛教大線 さんさんバス
地域公共交通軸	市内の地域を連携し、市内の移動利便性を向上させ、本市の移動の核となるバス路線 交通結節点では、他の公共交通との接続に配慮するとともに、必要に応じ他市町と連携する路線	・移動ニーズに応じた現行サービス水準の向上 ・上記公共交通や、市内バス同士の乗継を考慮したダイヤ設定 ・みよし市が主体的に運行	みよし市	均一運賃	さんさんバス
	人口密度の高い市街地と駅前拠点を結び、上記公共交通軸の補完的な機能を担うバス路線	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行（市と連携）	交通事業者	均一運賃	三好ヶ丘ループバス
地域支援交通	地域の移動ニーズに対応し、地域公共交通軸と乗り換えることに重点を置いた交通システム	・地域の移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・みよし市が主体的に運行	みよし市	均一運賃 (さんさんバスと連携)	乗合タクシー
個別輸送	個別の移動ニーズに対応し、上記公共交通だけではカバーできない移動ニーズに対応	・移動ニーズに応じたサービス水準を確保 ・交通事業者が主体的に運行	交通事業者	対距離時間制運賃	一般タクシー

【77ページ】

・さんさんバス路線の必要性を追記(特に地域公共交通確保維持改善事業により運行を維持する必要がある旨を明記)

変更案 補足説明(南北公共交通軸と地域公共交通軸におけるさんさんバス路線の必要性について)

・南北公共交通軸のさんさんバス拠点連携線・三好黒笹線は、地域間幹線系統に位置付けられ、市中心部から市北部の鉄道駅、市域外の病院への移動を可能としており、通勤・通学、通院、買い物・飲食などの移動を確保するため、重要な役割を担っています。特に、市中心部のイオン三好 アイ・モール、市北部の三好ヶ丘駅、市域を跨ぐ豊田厚生病院のバス停の利用が多く、南北に長い本市の移動を確保することができています。

一方で、自治体や事業者の努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統国庫補助金（車両購入費も含む））により運行を維持する必要があります。

・地域公共交通軸のさんさんバス福田明知線は、フィーダー系統に位置付けられ、鉄道や地域間幹線がない市南部地域で運行しており、地域内の日常生活を支え、通院、買い物・飲食などの移動を確保することができています。

また、市中心部の交通結節点において地域間幹線系統と接続しており、市北部への移動、また、民間路線による東西の移動も可能としていることから、市内全域並びに市域外への移動を支える重要な路線となっています。

一方で、自治体や事業者の努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統国庫補助金）により運行を維持する必要があります。

現行

図7-2 交通手段の役割の整理

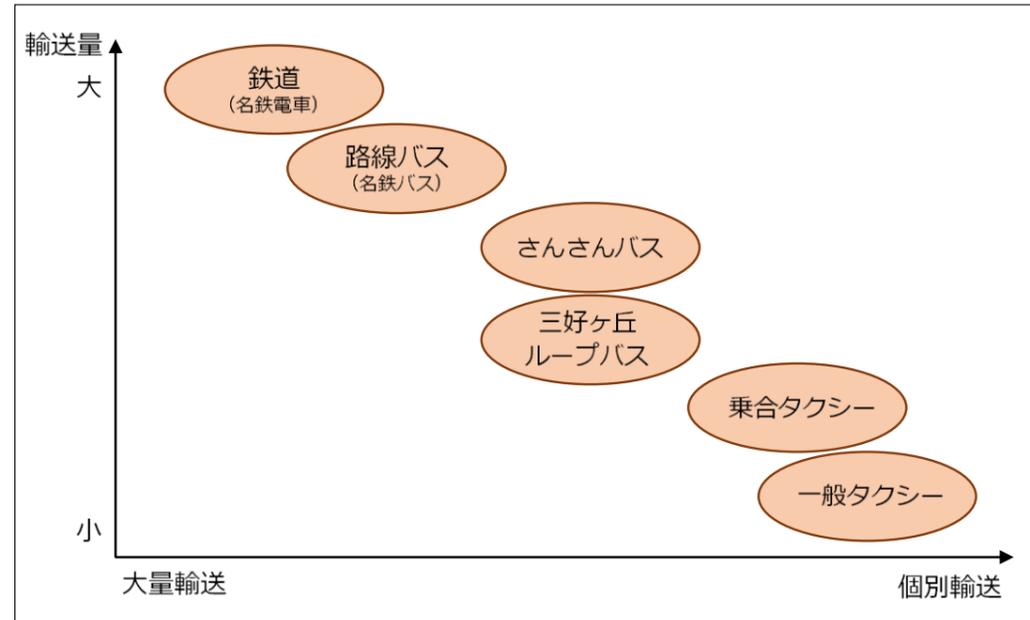


図7-2 交通手段の役割の整理

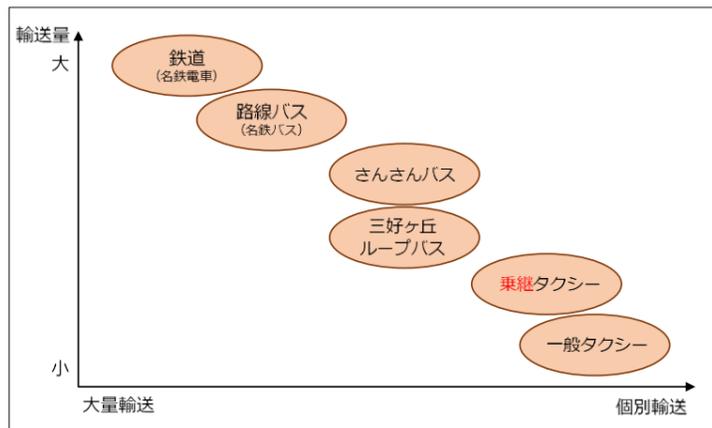


図7-3 交通手段の料金体系の整理

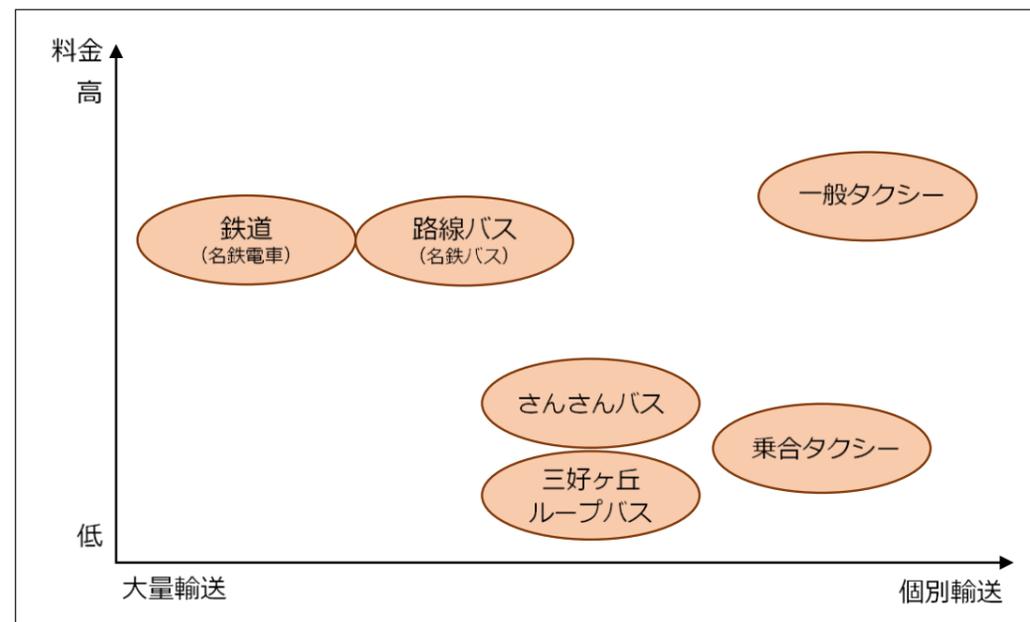
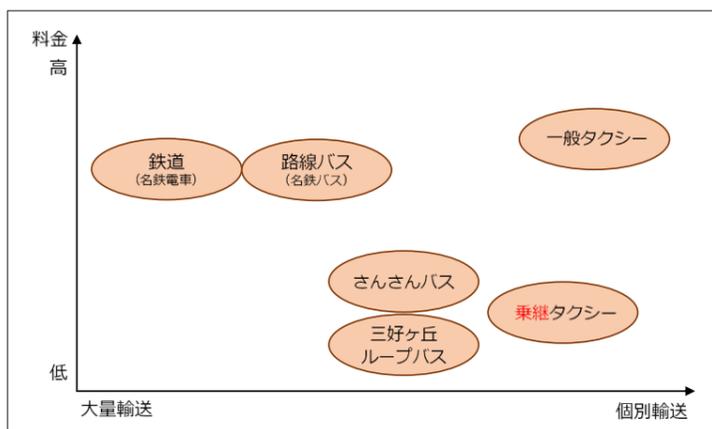


図7-3 交通手段の料金体系の整理



**【80ページ】**  
 ・さんさんバスのほか、名古屋鉄道、名鉄バス等の路線の起終点を追記  
 ・さんさんバス、乗継タクシーにおいては、実施主体はみよし市だが、運行は交通事業者が担っている旨を明記

変更案

<具体的な事業概要>

事業概要	実施主体
東西公共交通軸機能の維持（名鉄豊田線、高速バス(名鉄バス・JR東海バス)、名鉄バス星ヶ丘豊田線、イオン赤池線）	交通事業者
南北公共交通軸機能の維持（名鉄バス愛教大線）	交通事業者
南北公共交通軸の改善（さんさんバス拠点連携線・三好黒笹線）	みよし市（運行は交通事業者）
地域公共交通軸の改善（さんさんバス福田明知線）	みよし市（運行は交通事業者）
地域公共交通軸の維持（三好ヶ丘ループバス）	交通事業者
地域支援交通の維持（乗継タクシー）	みよし市（運行は交通事業者）
個別輸送の維持（一般タクシー）	交通事業者

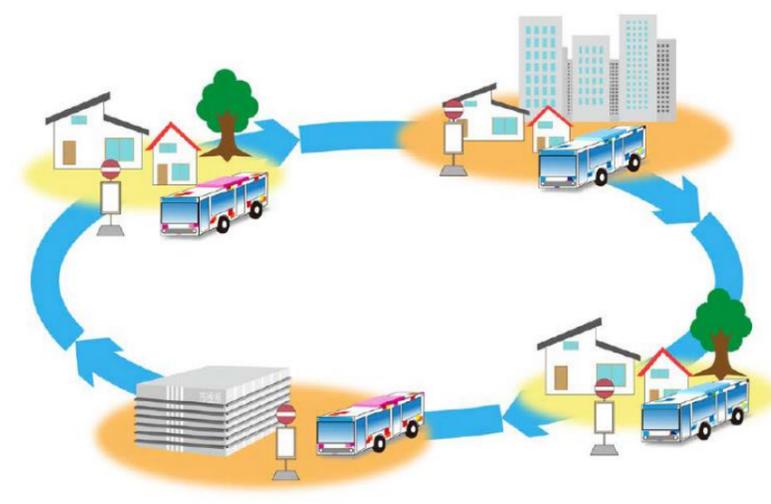
	種類	起点	経由地	終点	事業区分
東西公共交通軸機能	・名鉄豊田線	赤池	三好ヶ丘	豊田市	鉄道
	・高速バス 名鉄バス JR東海バス	豊田市 名古屋	三好	中部国際空港 東京	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
	・名鉄バス 星ヶ丘豊田線※1 イオン赤池線	赤池 赤池	三好 御岳	豊田市 イオン三好店アイモール	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
南北公共交通軸機能	・名鉄バス 愛教大線	イオン三好店アイモール	愛知教育大前	知立駅	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
	・さんさんバス 拠点連携線※1 三好黒笹線※1	豊田厚生病院 黒笹駅	イオン三好 アイ・モール	みよし市民病院 イオン三好 アイ・モール	
地域公共交通軸	・さんさんバス 福田明知線※2 ・三好ヶ丘ループバス	福田児童館 三好ヶ丘駅	イオン三好 アイ・モール	明知下公民館 三好ヶ丘駅	一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期）
地域支援交通	・乗継タクシー				一般乗用旅客自動車運送事業
個別輸送	・一般タクシー				一般乗用旅客自動車運送事業

※1については、地域公共交通確保維持改善事業の地域間幹線系統国庫補助金の対象(さんさんバスについては車両購入費補助も含む)  
 ※2については、地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統国庫補助金の対象

現行

<具体的な事業内容>

事業内容	実施主体
東西公共交通軸機能の維持（名鉄豊田線、高速バス(名鉄バス・JR東海バス)、名鉄バス星ヶ丘豊田線、イオン赤池線）	交通事業者
南北公共交通軸機能の維持（名鉄バス愛教大線）	交通事業者
南北公共交通軸・地域公共交通軸の改善（さんさんバス）	みよし市・交通事業者
地域公共交通軸の維持（三好ヶ丘ループバス）	交通事業者
地域支援交通の維持（乗合タクシー）	みよし市・地域交通事業者
個別輸送の維持（一般タクシー）	交通事業者



(4)事業を実施するスケジュールと実施主体の整理

本計画で実施する各事業の実施スケジュールと、その実施主体について一覧で整理します。

表 7-2 事業の実施スケジュールと実施主体 (アクションプラン)

基本目標	施策の区分	事業内容	実施年度					実施主体
			1年度 (2020年)	2年度 (2021年)	3年度 (2022年)	4年度 (2023年)	5年度 (2024年)	
基本目標 I	1. 路線機能に応じたサービス水準の確保・維持・改善	1. 東西公共交通路線の維持 (谷原田線、高野バス(高野バス・東津原バス)、名取バス(名取バス・津田線、イオン赤池線))						交通事業者
		2. 南北公共交通・地域公共交通の維持 (名取バス(豊秋大線))						交通事業者
		3. 南北公共交通・地域公共交通の改善 (みよしバス(新線)・既設路線、三好高野線、トワイラー(旧高野線))						みよし市・交通事業者
		4. 地域公共交通路線の維持 (三好高野バス)						交通事業者
基本目標 II	2. みよしのサービス水準の向上	5. 地域公共交通の維持 (乗客カッター)						みよし市・地域・交通事業者
		6. 個別輸送の維持 (一般カッター)						交通事業者
		7. みよしの路線維持・サービス水準の向上						みよし市・交通事業者
		8. 利用客の向上						みよし市・交通事業者
		9. 交通拠点 (駅前広場) の整備						みよし市
		10. 路線の整備						みよし市
		11. バス停までの道路整備 (歩道・横断歩道・信号) の整備						みよし市・交通事業者・道路管理者・警察
		12. 待合施設の整備						みよし市・交通事業者
		13. 乗客インフォメーションの整備						みよし市・交通事業者
		14. バスカードシステムの活用						みよし市・交通事業者
基本目標 III~IV	3. 利用しやすい環境整備	15. GTSの活用						みよし市・交通事業者
		16. みよしの定期乗車の販売						みよし市・交通事業者
		17. キャンセル決済の導入						みよし市・交通事業者
		18. 障がい者の乗車やバス・タクシーでの割引運賃、タクシー料金の削減						みよし市・交通事業者
		19. サイクルシェアの促進						市民・地域・交通事業者
		20. 公共交通の利便性の向上						市民・地域・交通事業者
		21. 市民・地域・交通事業者						市民・地域・交通事業者
		22. 各種イベント時の利用促進キャンペーン						みよし市・交通事業者
		23. エコカー・ハイブリッドカーの導入						みよし市・交通事業者
		24. 低公害車やプラグインハイブリッド車の導入						みよし市・交通事業者
		25. 次世代バス (水素燃料電池車) の導入に向けた検討						みよし市・交通事業者
		26. クリーン・モビリティ等の導入に向けた検討						みよし市・交通事業者
		27. 公共交通の利便性の向上						市民・みよし市
		28. バスの乗車やタクシー・タクシーでの割引運賃、タクシー料金の削減						市民・みよし市
		29. 利用客の自己負担の軽減 (乗車券・乗車券の削減)						市民・みよし市
		30. マイ制車 (セパレート) の作成						市民・みよし市
基本目標 III~IV	4. 利用促進	31. 乗り方教室の実施、参加						市民・みよし市
		32. 高齢者交通安全サロンの開催、参加						市民・みよし市
		33. バス案内の広報啓発						市民・みよし市
		34. 将来的に手帳型に切り替えたい路線・路線の確保						市民・みよし市
		35. みよしの地域公共交通協議会 (協議の開催、情報の共有等)						市民・みよし市
		36. 尾三地区・みよし市・交通事業者						市民・みよし市
		37. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		38. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		39. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		40. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		41. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		42. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		43. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		44. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		45. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市

【87ページ】  
 ・さんさんバス  
 路線名を追記  
 ・低公害車や  
 ノンステップ車  
 両の導入に、地  
 域公共交通確  
 保維持事業の  
 車両購入費補  
 助を活用して  
 いる旨を追記

\*「尾三地区」は郡庁所在地、地域の各種団体、企業、事業者を指しています。  
 \*「尾三地区」はみよし市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市が所在する地区のこと。  
 \*「バス車庫の導入」はみよし市、地域公共交通確保維持事業の車両購入費補助を活用

(4)事業を実施するスケジュールと実施主体の整理

本計画で実施する各事業の実施スケジュールと、その実施主体について一覧で整理します。

表 7-2 事業の実施スケジュールと実施主体 (アクションプラン)

基本目標	施策の区分	事業内容	実施年度					実施主体
			1年度 (2020年)	2年度 (2021年)	3年度 (2022年)	4年度 (2023年)	5年度 (2024年)	
基本目標 I	1. 路線機能に応じたサービス水準の確保・維持・改善	1. 東西公共交通路線の維持 (谷原田線、高野バス(高野バス・東津原バス)、名取バス(名取バス・津田線、イオン赤池線))						交通事業者
		2. 南北公共交通・地域公共交通の維持 (名取バス(豊秋大線))						交通事業者
		3. 南北公共交通・地域公共交通の改善 (みよしバス(新線)・既設路線、イオン赤池線)						みよし市・交通事業者
		4. 地域公共交通路線の維持 (三好高野バス)						交通事業者
基本目標 II	2. みよしのサービス水準の向上	5. 地域公共交通の維持 (乗客カッター)						みよし市・地域・交通事業者
		6. 個別輸送の維持 (一般カッター)						交通事業者
		7. みよしの路線維持・サービス水準の向上						みよし市・交通事業者
		8. 利用客の向上						みよし市・交通事業者
		9. 交通拠点 (駅前広場) の整備						みよし市
		10. 路線の整備						みよし市
		11. バス停までの道路整備 (歩道・横断歩道・信号) の整備						みよし市・交通事業者・道路管理者・警察
		12. 待合施設の整備						市民・みよし市
		13. 乗客インフォメーションの整備						市民・みよし市
		14. バスカードシステムの活用						市民・みよし市
基本目標 III~IV	3. 利用しやすい環境整備	15. GTSの活用						市民・みよし市
		16. みよしの定期乗車の販売						市民・みよし市
		17. キャンセル決済の導入						市民・みよし市
		18. 障がい者の乗車やバス・タクシーでの割引運賃、タクシー料金の削減						市民・みよし市
		19. サイクルシェアの促進						市民・地域・交通事業者
		20. 公共交通の利便性の向上						市民・地域・交通事業者
		21. 市民・地域・交通事業者						市民・地域・交通事業者
		22. 各種イベント時の利用促進キャンペーン						市民・みよし市
		23. エコカー・ハイブリッドカーの導入						市民・みよし市
		24. 低公害車やプラグインハイブリッド車の導入						市民・みよし市
		25. 次世代バス (水素燃料電池車) の導入に向けた検討						市民・みよし市
		26. クリーン・モビリティ等の導入に向けた検討						市民・みよし市
		27. 公共交通の利便性の向上						市民・みよし市
		28. バスの乗車やタクシー・タクシーでの割引運賃、タクシー料金の削減						市民・みよし市
		29. 利用客の自己負担の軽減 (乗車券・乗車券の削減)						市民・みよし市
		30. マイ制車 (セパレート) の作成						市民・みよし市
基本目標 III~IV	4. 利用促進	31. 乗り方教室の実施、参加						市民・みよし市
		32. 高齢者交通安全サロンの開催、参加						市民・みよし市
		33. バス案内の広報啓発						市民・みよし市
		34. 将来的に手帳型に切り替えたい路線・路線の確保						市民・みよし市
		35. みよしの地域公共交通協議会 (協議の開催、情報の共有等)						市民・みよし市
		36. 尾三地区・みよし市・交通事業者						市民・みよし市
		37. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		38. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		39. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		40. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		41. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		42. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		43. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		44. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市
		45. 尾三地区・みよし市						市民・みよし市

\*「尾三地区」は郡庁所在地、地域の各種団体、企業、事業者を指しています。  
 \*「尾三地区」はみよし市、日進市、東郷町、豊明市、長久手市が所在する地区のこと。

**【奥付】**  
 ・計画変更時期を追記  
 ・所管課を都市計画課に変更

変更案	現行
<p style="text-align: center;"><b>みよし市地域公共交通計画</b>                      令和2年(2020年)3月 発行                      令和6年(2024年)3月 変更</p>	<p style="text-align: center;"><b>みよし市地域公共交通計画</b>                      令和2年(2020年)3月 発行</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●発行 みよし市</li> <li>●編集 都市建設部 都市計画課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地</li> <li>●TEL 0561-32-2111 (代表)</li> <li>●FAX 0561-32-2165</li> <li>●URL <a href="http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/">http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発行 みよし市</li> <li>●編集 政策推進部 企画政策課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地</li> <li>●TEL 0561-32-2111 (代表)</li> <li>●FAX 0561-32-2165</li> <li>●URL <a href="http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/">http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/</a></li> </ul>

## 公共交通利用促進事業について(実施予定報告)

### 1 尾三地区自治体と交通事業者が連携した広域イベントの実施について

※尾三地区自治体…豊明市、日進市、長久手市、東郷町、みよし市

(1) 本市では、平成26(2014)年に「尾三地区自治体間連携協力に関する協定」を締結し、幅広い分野で相互連携し、地域課題の対応や地域交流の活性化を図るなど、自治体間を越えた協働による魅力あるまちづくりを進めていくために連携事業を実施している。

(2) 交通分野においても「尾三地区広域交通会議」を組織し、構成市町が抱える問題について協議を行っているが、本年度は、広域イベントの実施について検討を行う予定としている。

※愛知県及び学識経験者も会議に参加

(3) 昨年度に本市が名鉄バス(株)、東郷町と協働イベントを実施したが、本年度は名古屋鉄道(株)やタクシー事業者といった交通事業者と一層連携し、規模を拡大した広域イベントを実施予定

★イベント内容…車両展示、ワークショップ(缶バッジ作成等)、抽選会 など

(参考)令和4(2022)年10月29日 イベント写真(みよし市、名鉄バス(株)、東郷町の協働イベント)



### 2 乗り方教室の実施について

依頼のあった市内小学校を対象に、バスの乗り方、バスの役割等について実際にバスを用いて説明する乗り方教室を運行事業者と協力し、実施予定

(本年度は、令和5(2023)年9月に実施予定)

(参考)令和4(2022)年9月22日

乗り方教室写真(中部小学校2年生)



### 3 のりものカードの配布

電車やバスといった公共交通機関の認知拡大・利用促進のため、名古屋鉄道(株)が起点となり、「のりものカード」を作成。今後は、イベント時などにおいて配布予定

